

第3章 設立申請書類記載例

申請書提出日 元号記入

(元号)〇〇年〇月〇日

群馬県知事 へ

設立総会で選出された設立代表者の個人の住所、氏名を住民票どおりに正確に記載します。

申請者 住所又は居所 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

氏 名 群馬 太郎

電話番号 027-223-1111

設立認証申請書

下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて、特定非営利活動促進法第10条第1項の認証を受けたいので、申請します。

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 記 法人名に「特定非営利活動法人」が付く場合には、忘れずに記載します。
- 特定非営利活動法人 〇〇〇〇

- 2 代表者の氏名
- 群馬 太郎
- 設立総会で選出された法人の代表者（理事長等）の氏名を住民票どおりに記載します。

- 3 主たる事務所の所在地
- 群馬県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号
- 事務所の所在地は、町名及び番地まで、〇-〇-〇などと略さずに記載します。アパート名等がある場合は、アパート名等も略さずに記載します。
- 4 その他の事務所の所在地
- 群馬県□□市□町□丁目□番地□

- 5 定款に記載された目的
- この法人は、〇〇に対して、〇〇に関する事業を行い、〇〇に寄与することを目的とする。
- 定款に記載されている目的（定款例では第3条）を条文どおりに記載します。

定款の作成について

定款とは、その法人の組織、活動等に関する基本的な事項を定めた規則のことです。
法人は、法令の規定に従い、定款に記載された目的の範囲内で権利を有し、義務を負う（民法第43条）と定められており、定款は、法人を運営するための原則を定めると同時に、目的、事業内容などを社会的に明らかにするという意味があります。

（１）定款の絶対的記載事項

定款の絶対的記載事項とは、法第 11 条の規定により、定款に必ず記載しなければならない事項です。

	絶対的記載事項	内 容	定款例の条文
1	目的	目的	3
2	名称	名称	1
3	特定非営利活動の種類及び特定非営利活動に係る事業の種類	法に定める20分野及び具体的な事業名	4、5
4	主たる事務所及びその他の事務所の所在地	その他の事務所はある場合のみ、最低でも市町村名まで記載	2
5	社員の資格の得喪に関する事項	会員種別、入会条件、会費、資格喪失の条件、退会、除名など	6～
6	役員に関する事項	種類及び定数、選任、職務、任期、解任、報酬など	13～
7	会議に関する事項	会議の種類、構成、権能、開催、招集、議長、定足数、議決数、議事録など（総会の招集方法は必ず記載）	21～
8	資産に関する事項	資産の構成、区分、管理など	40～
9	会計に関する事項	会計の方法、区分、予算、決算など	43～
10	事業年度	事業年度	50
11	「その他の事業」を行う場合には、その種類とその他当該「その他の事業」に関する事項	具体的な事業名、収益があった場合の充当など	5
12	解散に関する事項	事由、手続など	53
13	定款の変更に関する事項	手続など	52
14	公告の方法	合併や解散の際に債権者へ公告するための方法、貸借対照表の公告方法	56
15	設立当初の役員	役職名と氏名	附3

(2) 定款の相対的記載事項

定款の相対的記載事項とは、定款に必ず記載しなければならない事項（絶対的記載事項）の他に、定款に記載することによって法令が定める条件を変更することができる事項です。

団体に最も適した運営方法を考えて、必要に応じて定款に記載してください。

定款で特に定めのない場合は、法令の規定がそのまま適用されます。

相対的記載事項	内 容	定款例の条文
理事の代表権の制限	一人ひとりが法人を代表できる理事の代表権を制限することができます。	15
役員任期の伸長	法で定める2年以内の役員任期を社員総会が終結するまで伸長することができます。	16
臨時総会の開催請求に必要な社員数	法で定める臨時総会に必要な社員数1/5を増減できます。	24
総会の議決事項の事前通知原則の例外	総会における議決事項は事前に通知しなければなりません、例外規定をおくことができます。	28
総会の社員の書面表決、代理表決及び電磁的方法による表決の規定の変更	総会に関して社員の書面による表決及び代理人の出席が可能ですが、制限することができます。	29
理事などの役員に委任される法人の事務	定款の変更、合併、解散以外の事項について理事会で議決することができます。	32
総会の定款変更決議の特別多数要件の変更	社員の1/2以上の出席と、3/4以上の多数による定款変更の総会における議決を増減できます。	52
法定事由以外の解散事由	社員総会の決議、事業の成功の不能など法に定める事由以外の解散事由を定めることができます。	53
総会の解散決議の特別多数要件の変更	社員総数の3/4以上の多数による解散の総会における議決を増減できます。	53
解散時の残余財産の帰属先	残余財産の帰属先を特定非営利活動法人、他の公益法人などに指定することができます。	54
総会の合併決議の特別多数要件の変更	社員総数の3/4以上の多数による合併の総会における議決を増減できます。	55

「総会主導型」の定款例（※「理事会主導型」の定款例は 42 ページに記載）

特定非営利活動法人〇〇〇〇定款

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇と称する。

- ※ 必ず記載する事項、登記する事項です。
- ※ 「NPO 法人〇〇〇〇」と称することもできます。
- ※ 登記する際に、使用できない文字（符号）がありますので、特殊な場合は最寄りの法務局に相談してください。

（事務所）

第 2 条 この法人は、事務所を群馬県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号に、従たる事務所を同県〇〇市〇町〇番地に置く。

- ※ 必ず記載する事項、登記する事項です。
- ※ 地番まで記載する場合は、「〇-〇-〇」などと省略せずに記載してください。
- ※ 従たる事務所を置かない場合は、下線部は不要ですので削除してください。
- ※ 2 つ以上の都道府県に事務所を置く場合、主たる事務所を置く都道府県が所轄庁となります。

（目的）

第 3 条 この法人は、〇〇に対して、〇〇に関する事業を行い、〇〇に寄与することを目的とする。

- ※ 必ず記載する事項、登記する事項です。
- ※ 法人は定款に定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負うとされていますので、これらを明確にできる程度に具体的に記載してください。

（特定非営利活動の種類）

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

（1）〇〇〇〇

（2）〇〇〇〇

：

- ※ 必ず記載する事項、登記する事項です。
- ※ 法の別表に掲げられている活動のうち、該当する活動を記載します。

別表（第2条関係）

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動（本県では定めていません。）

（事業）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）特定非営利活動に係る事業

- ① ○○事業
- ② ○○事業

：

（2）その他の事業

- ① ○○事業
- ② ○○事業

：

※ 必ず記載する事項、登記する事項です。

※ 「その他の事業」を行わない場合は、（2）は不要です。この場合「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。」（下線部）を、「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う」と記載し、（1）○○

事業、(2)〇〇事業・・と事業名を記載することもできます。

※ 「その他の事業」とは、例えば特定非営利活動に係る事業の資金を得るため利益を目的に行う事業や、会員相互の親睦を図るための事業などが考えられます。許認可が必要な事業については、定款へ記載する事業名が例示されていることがあります。そのような場合、事前に関係機関へ記載内容を確認することをおすすめします。(例:介護保険法に基づく事業など)

- 2 その他の事業から生じた利益は、特定非営利活動に係る事業のために使用するものとする。

※ 「その他の事業」を行わない場合は、第2項は不要です。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の〇種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 活動会員 この法人の目的に賛同して入会し法人の活動に参加する個人又は団体

(3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

※ 必ず記載する事項です。

※ 法上の「社員」にあたる会員を明確にします。

※ 活動会員、賛助会員など、正会員（社員）以外の種類の会員を定める場合は、正会員と区別して記載します。活動会員、賛助会員などを定めない場合は、記載する必要はありません。(下線部)

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

※ 必ず記載する事項です。

※ 正会員（社員）の資格取得に不当な条件を付けることはできません。条件を付ける場合は、目的などに照らして合理的かつ客観的なものでなければなりません。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

※ 入会金や会費がない場合は、記載する必要はありません。
※ 理事会の議決事項にすることもできます。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して〇年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

※ 必ず記載する事項です。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

※ 退会が任意であることを明確にするために規定するものです。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、総会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

※ 理事会の議決事項にすることもできます。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

※ 役員に関する事項は、必ず記載する事項です。

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 ○○人以上○○人以内

(2) 監事 ○○人以上○○人以内

2 理事のうち、1人を理事長、○人を副理事長とする。

※ 理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上でなければなりません。

※ 定数については、○○人以上あるいは○人と定めることもできます。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

※ 第3項及び第4項は、それぞれ法第21条、第19条の引用です。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

※ 理事長が法人を代表することを定め、他の理事の代表権を制限する場合は、必ず記載する必要があります。その場合、次の第2項も明記することが望ましい規定です。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

※ 副理事長が1人だけの場合は、「理事長があらかじめ指名した順序によって、」(下線部)は不要ですので削除してください。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は

法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第 16 条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

※ 必ず記載する事項です。

※ 法第 24 条の規定により、役員の任期は2年以内でなくてはなりません。

※ 第2項は、理事及び監事を総会で選任する場合にのみ規定することができます。

※ 第4項は、職務を行わなければならないだけで、理事又は監事であり続ける訳ではありません。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

※ 法第 22 条の引用です。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第 19 条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の 3 分の 1 以下でなければならない。

※ 役員総数が5人までの場合は1人だけ、6～8人の場合は2人まで、9～11人の場

合は3人まで(以下略)、役員報酬を受けることができます。

※ 役員報酬とは、あくまで役員としての報酬ですので、理事が事務局長など職員を兼ねている場合で、その労働の対価として支払われる賃金等は含まれません。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第4章 総会

※ 会議に関する事項は、必ず記載する事項です。

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

※ 総会は、定款で理事会などの機関に委任された事項以外のすべての事項を決議する法人としての最高意思決定機関です。

※ (1) 定款の変更、(2) 解散、(3) 合併については、総会で議決しなければならず、理事会など他の機関に委任することはできません。

※ これ以外の事項は、理事会などの機関に委任することもできますが、その場合、他の条文と整合性をとってください。（この定款では、第8、14、18、19、45、48、49、51条が関連する条文です。）

（開催）

第24条 通常総会は、毎年〇回開催する。

※ 法第14条の2の規定により、毎年1回通常総会を開催しなければなりません。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

（1）理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

（2）正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

（3）第15条第5項第4号の規定により、監事が招集するとき。

※ （2）の「5分の1」は定款で増減することもできます。

（招集）

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

※ 総会の招集方法は、必ず記載する事項です。

※ 第3項は、法14条の4の規定により、少なくとも5日前までに通知しなければなりません。（「7日前まで」などと、それより以前にすることもできます。）

（議長）

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

※ 総会の定足数について特に決まりはありませんが、運営実態や民主的な運営等を考え、最高意思決定機関としてふさわしい数を決定してください。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

※ 法第 14 条の 6 の規定により、あらかじめ通知しない事項についても、定款に規定することで議決することができます。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

※ 法第 14 条の 9 の規定により、理事又は社員（正会員）が総会の目的である事項について提案した場合で、社員（正会員）の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすことができます（いわゆるみなし総会決議）。その規定を入れる場合は、第 3 項として次のような規定となります。

「3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。」

(社員の表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号、第 52 条及び第 54 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

※法第 14 条の9の規定による「みなし総会決議」を行った場合は、議事録に、(1)総会があったものとみなされた事項の内容 (2)前号の事項の提案をした者の氏名又は名称 (3)総会の決議があったものとみなされた日 (4)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 を記載する必要があります。これを規定する場合は、第3項として次のような規定となります。

「3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

※ 必ず記載する事項ではありませんが、理事会を設置する場合は、理事会の権能等を定款で定めておく必要があります。

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の○分の○以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から起算して○日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の開催の日の○日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条、第 37 条第 2 項、及び第 39 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

※ 資産及び会計に関する事項は、必ず記載する事項です。

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 41 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

※ 事業の種類(この定款では第5条)に合わせて記載してください。

※ 定款に「その他の事業」の記載がない場合は、下線部は不要ですので削除してください。

(財産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、総会の議決を経て、理事

長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

※ 「法第 27 条各号に掲げる原則」とは、**正規の簿記の原則、真实性・明瞭性の原則、継続性の原則**をいいます。

(会計の区分等)

第 44 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

※ **事業の種類(この定款では第5条)に合わせて記載してください。**
※ **定款に「その他の事業」の記載がない場合は、下線部は不要ですので削除してください。**

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 47 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 48 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

※ **毎事業年度初めの3か月以内に事業報告書等を作成し、所轄庁に提出するとともに、事務所に備え置かなければなりません。**

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり翌年〇月〇日に終わる。

※ **必ず記載する事項です。**

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- ※ 定款変更のための議決方法は、必ず記載する事項です。
 - ※ 定款の変更は、必ず総会の議決が必要です。
 - ※ 「4 分の 3 以上」は、定款で増減することもできますが、定款で特に定めがない場合は、社員総数の 2 分の 1 以上が出席し、4 分の 3 以上による議決が必要です。
 - ※ 法第 25 条第 3 項に規定する事項の変更は、所轄庁の認証を受けなければ効力が発生しません。具体的には次の事項を変更する場合は認証が必要です。(これらを定款に列挙しても構いません。)
- (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る。)
 - (5) 社員の資格の得喪に関する事項
 - (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く。)
 - (7) 会議に関する事項
 - (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係る事項に限る。)
 - (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

- ※ 解散に関する事項は、必ず記載する事項です。
- ※ 第 2 項の「4 分の 3 以上」は定款で増減することもできます。

(残余財産の処分)

第 54 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

- ※ 残余財産の帰属先は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうちから選定されなければなりません。
- ※ 具体的な譲渡先が決まっている場合は、「総会に出席した正会員の過半数をもって決した者」（下線部）に具体的な帰属先を規定することもできます。

(合併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

- ※ 合併は、必ず総会の議決を必要とします。
- ※ 「4 分の 3 以上」は定款で増減することもできます。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇に掲載して行う。

- ※ 必ず記載する事項です。
- ※ 解散及び合併の公告は、官報に掲載して行うこと（法第 31 条の 10 第 4 項）とされています。
- ※ 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告の方法については、次のように定めることもできます。
その場合、下線部について、下記の表現を参考に變更してください。
 - (1) 日刊新聞紙による公告
「ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、
〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。」
 - (2) 電子公告による公告
 - ① 法人のホームページを選択する場合
「ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。」
 - ② 内閣府 NPO 法人ポータルサイトを選択する場合
「ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。」
 - ③ 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の広告方法を定める場合

「ただし、法第 28 条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。」

(3) 主たる事務所の公衆の見やすい場所

「ただし、法第 28 条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。」

※ 複数の方法を定める場合は、下線部は次のように記載します。

「ただし、法第 28 条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行うとともに、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。」

第9章 雑則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金	〇〇〇〇円、	年会費	〇〇〇〇円
(2) 活動会員	入会金	〇〇〇〇円、	年会費	〇〇〇〇円
(3) 賛助会員	入会金	〇〇〇〇円、	年会費	〇〇〇〇円

※ 入会金及び会費を当面徴収しない場合、「次に掲げる額とする。」(下線部)を「当分の間、徴収しないこととする。」と記載してください。

※ この定款の第6条に規定する会員の種別ごとに区分して記載してください。

- 3 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から(元号)〇年〇月〇日までとする。

※ 設立当初の役員は、必ず記載する事項です。

※ 法第24条の規定により、役員の任期は2年以内でなくてはなりません。

※ 申請から認証まで必要な期間(1か月～2か月程度、最長で2か月と2週間)を考慮し、任期を設定してください。

※ 役員が不在となる期間が生じないよう、通常総会の開催時期を考慮に入れ、役員任期の末日と事業年度の末日は2～3か月程度ずらしておいた方が望ましいと言えます。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、設立の日から(元号)〇年〇月〇日までとする。

※ 申請から認証まで必要な期間(1か月～2か月程度、最長で2か月と2週間)を考慮し、期間を設定してください。

別 表

役職名	氏 名	備 考
理事	群馬 太郎	理事長
〃	〇〇 〇〇	副理事長
〃	〇〇 〇〇	副理事長
〃	〇〇 〇〇	
監事	〇〇 〇〇	
〃	〇〇 〇〇	

※ 別表については、あくまで、設立当初の役員が誰であるのかを記載しているものです。法人設立後、改選等により役員が入れ替わったとしても、設立当初の役員が誰であったかという事実は変わらないため、附則に記載した事項は設立当初のまま、変更しません。